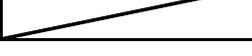


●感染症法に基づく届出基準・届出様式の一部改正(平成25年4月1日施行)

	届出基準	届出様式
1 全般的事項	一部変更	
2 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	一部変更	一部変更
3 細菌性赤痢	-	一部変更
4 E型肝炎	一部変更	一部変更
5 Q熱	一部変更	-
6 チクングニア熱	-	一部変更
7 デング熱	一部変更	一部変更
8 日本脳炎	-	一部変更
9 ブルセラ症	一部変更	一部変更
10 マラリア	-	一部変更
11 類鼻疽	-	一部変更
12 レジオネラ症	一部変更	一部変更
13 ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-	一部変更
14 劇症型溶血性レンサ球菌感染症	-	一部変更
15 侵襲性インフルエンザ菌感染症	新規追加	新規追加
16 侵襲性髄膜炎菌感染症	新規追加	新規追加
17 →(髄膜炎菌性髄膜炎は削除)	削除	削除
18 侵襲性肺炎球菌感染症	新規追加	新規追加
19 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	一部変更	一部変更
20 バンコマイシン耐性腸球菌感染症	一部変更	一部変更
21 麻しん	-	一部変更
22 細菌性髄膜炎	一部変更	
23 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	一部変更	
24 マイコプラズマ肺炎	一部変更	
25 メチリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	一部変更	
26 薬剤耐性アシネトバクター感染症	一部変更	
27 薬剤耐性緑膿菌感染症	一部変更	

※22～27の疾病は基幹定点把握対象疾病であり、様式に変更はありません。

※各疾患の変更箇所については、新旧対照表でご確認下さい。

<http://www.pref.toyama.jp/branches/1279/kansen/kijyun/kijyun.html>